

# 4月1日～自転車のルールが変わります

青切符制度、16歳以上が対象

兵庫県では自転車保険の加入が2015年10月1日～義務（個人賠償責任保険等）



区分	内容	開始時期	罰則・反則金
ヘルメット	全年齢で着用の「努力義務」	2023年4月1日～	罰則なし
傘さし運転	手持ち・固定具使用でも危険なら違反	2026年4月1日～	5,000円
「さすべえ注意」	傘で横幅60cm超は「普通自転車」基準外となる可能性。歩道通行不可の場合あり。固定具が外れ飛散事故例あり。	—	状況により違反
イヤホン運転	周囲の音が聞こえない状態	2026年4月1日～	5,000円
歩行者	原則「道路の右側通行」	以前から	—

その他の違反



原則、歩行者は、道路の右側通行、自転車（車両）は道路の左側通行